

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 西部地域

(1) 現況

本地域は、榛名山の裾野の一部で、標高200～900メートルの傾斜地であり、一帯は放射状の輻射谷がよく発達している。明治用水や群馬用水によりため池や農業用水等効率的に利活用し、米麦を始めとする多種多様な農業生産活動が展開されている。

この従来から引き継がれてきた農村の自然環境や景観などの農業資源を守るため、農業者だけでなく、地域住民等が幅広く参画した地域共同活動を普及することが必要である。また、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を農業者団体と連携して推進することにより、農村のもつ豊かな自然環境や景観形成に大きな役割を果たすため、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 東部地域

(1) 現況

本地域は、標高100～200メートルの洪積層からなる洪積台地が、山麓から東流する中小河川によって開析されている。群馬用水により農業用水等効率的に利活用した稲作と多種多様な農業生産活動が展開されている。

この従来から引き継がれてきた農村の自然環境や景観などの農業資源を守るため、農業者だけでなく、地域住民等が幅広く参画した地域共同活動を普及することが必要である。また、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を農業者団体と連携して推進することにより、農村のもつ豊かな自然環境や景観形成に大きな役割を果たすため、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
	促進計画区域全域 (吉岡町農業振興地域)	法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業については、県の基本方針に定める推進組織へ参画し実施していくものとする。また、法3条第3項第3号に掲げる事業についても、関係者間で情報共有し効果的な推進ができるように、推進組織を活用できるものとする。